

(平成26年10月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを証明する領収書を所持しているため、申立期間を納付済期間として認めてほしい。年金事務所から、申立期間は国民年金に加入していない期間であることを理由に保険料を還付する旨の通知を受け取ったが、既に保険料を納付してから 30 年以上も経過しており、今更還付すると言われても到底納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録では国民年金に未加入の期間とされているが、申立人が所持する国民年金保険料領収証書により、昭和 57 年 12 月 25 日に申立期間の国民年金保険料が納付されたことが確認できる。

また、オンライン記録上、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和 57 年 12 月 3 日に資格喪失していることから、申立期間の国民年金保険料は、当該資格喪失処理に伴って、還付の手続を行うべきところ、これが還付された事実は認められず、申立人が、申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、被保険者資格を喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 26 日

私は、申立期間にA社に勤務し、平成 15 年の冬季賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された申立期間に係る資料「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」、複数の元同僚から提出された「2003年冬季賞与明細書」及び申立人が所持する「預金通帳」から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 30 万円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、当該冬季賞与については、申立人が所持する預金通帳により、A社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に破産管財人から振り込まれているところ、当該振込額は、当該賞与の総支給額から社会保険料等を控除した後の差引支給額と一致している上、破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」の配当金額と符合していることが確認できる。

また、複数の元同僚においても、上記の申立人と同様に、当該冬季賞与が破産管財人から振り込まれていることから、A社において当該賞与は、申立期間に支給されるものであったが、当時、未払となっていたことが

確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の社会保険事務担当者の提出資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、社会保険に係る関係資料の所在は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は48万円、申立期間②は37万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 5 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

私は、申立期間にA社に勤務し、平成 15 年夏季賞与と同年冬季賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持するA社に係る「2003年夏季賞与明細書」及び申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された資料「2003夏支給控除」並びに元事業主等の供述により、申立人は、申立期間①において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、48万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人が所持するA社に係る「2003年冬季賞与明細書」及び申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された資料「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」並びに元事業主等の供述により、申立人に対する平成15年冬季賞与は37万9,400円であり、当該賞

与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、銀行から提出された申立人の「普通預金元帳」により、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から振り込まれたことが確認できるところ、当該振込額は、「2003年冬季賞与明細書」の総支給額から社会保険料等を控除した後の差引支給額及び破産管財人から提出された「更正配当表（労働債権）」の配当金額と符合している。

また、複数の元同僚においても、上記の申立人と同様に、申立期間②に係る賞与が破産管財人から振り込まれていることから、A社において当該賞与は、申立期間②に支給されるものであったが、当時、未払となっていたことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、37万9,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、社会保険に係る関係資料の所在は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間において本社からB社に出向した。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る職歴書及び同社人事部の回答から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の職歴書により、申立人のB社への異動日は昭和47年6月9日であることが確認できるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年8月1日とされており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、A社は、「従業員の異動に際しては、厚生年金保険の加入記録が欠落しないよう事務処理を進めていたはずであり、異動先のB社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、A社において被保険者記録が継続するよう手続を行い、保険料も控除していたと思う。」と回答

していることから、申立人の同社における資格喪失日を昭和 47 年 8 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 47 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から62年5月1日まで

私は、申立期間において、A市に所在したB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が欠落しているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、B社に勤務していたことが推認できる。

しかし、臨時従業員の管理業務を担当していた元上司は、「申立人は、臨時従業員であった。臨時従業員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、元同僚の一人は、「申立期間当時、会社には正社員と臨時従業員がおり、厚生年金保険に加入していない者は国民健康保険や国民年金に加入していた。」と供述している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が氏名を挙げた二人の臨時従業員は、いずれも、申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを確認できない上、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号は連続しており欠番は無い。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、過半の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 11 月 1 日から 56 年 3 月 27 日まで、A 区に所在した B 社に正社員として継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間当時の社員旅行の写真及び複数の元同僚の供述により、申立人は、勤務期間は特定できないが、申立期間において B 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の役員は、「当時、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、元上司は、「申立人は、職人であり、同じ職人である元同僚 4 人と一緒に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと思う。」と供述しているところ、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び当該元同僚 4 人は、昭和 48 年 5 月 1 日付けで、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、当該期間の全ての国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。